東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報〈平成24年12月7日(金)分〉

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月7日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

- 1. G I グレード 0件
- 2. G II グレード 0件
- 3. G皿グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	低電導度廃液系収集槽(C)ドレン配管の詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
2	<i>→(1)1</i> 111	大湊側焼却設備ドラム缶蓋締装置の供給アーム左側シリンダーからの計装用圧縮空気の漏れを確認した。当該シリンダーを点検・修理。	